

○山井委員 限られた時間、二十分間ですが、ここに山積みされた、野党が手書きで写した、技能実習生、失踪された方々の聴取票であります。これについて質問をさせていただきたいと思っております。とにかく、たった二十分しかありませんので、端的にお答えください。質問通告も全てしております。

このことについて、きょう配付資料でもお配りしましたが、厚生労働省、自民党の皆さんもこれは見られた方がいいですよ。野党はみんなこれは見えていますから。深刻な事態です。二十二人最賃割れと法務省のデータには書いてあったけれども、私たちがチェックしたら、結局、人数でいうと、私たちがチェックしたところによると、この資料にありますように、六七%、千九百人余りの方が最低賃金割れということになっております。

きょうここで質問させていただきますのは、はっきり言いまして、最賃割れかどうかを最終判断するのは根本大臣、厚生労働省なんです。法務省じゃないんです。管轄は根本大臣です。

これについて、きょう法務省からも来ておられますが、昨日、山下大臣は、このことについて、最賃割れのこの実態について、野党からの指摘を受けて、調査をするという答弁をされました。

そこで、お伺いします。

いつまでに調査をするのか。私は、もう年内に調査して発表すべきだと思います。それで、当然、調査した以上は調査結果を発表するのか。さらに、どのような方法で調査し、当然ですけれども、事業主とともに、働いた労働者本人にも確認をするんですね。まさか会社側だけに聞くということはないですね。その点についてお答えください。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

門山政務官を議長として立ち上げました技能実習制度に関するプロジェクトチームにおきまして、技能実習制度のさらなる適正化について十分に検討するとともに、技能実習制度の実態把握のあり方につきましても見直しを進めております。

また、明らかに違法、不当な事案につきましては調査を実施し、関係機関と連携して厳正に対処するよう大臣から指示を受けているところをございまして、現在、地方入国管理局におきまして、実習先への聞き取り等、必要な調査を進めています。その際に、既にもうその調査は着手をしておりますけれども、御指摘のように、そこにいる技能実習生の皆様にも聞き取り調査などを行っているところをございます。

この点、本日もこのプロジェクトチームの検討会、開催される予定でございまして、こうした調査の進捗状況の報告も行う予定でありまして、プロジェクトチームでの議論を踏まえ、今後の調査方法、それからスケジュール等を検討するものと承知をしております。

その結果につきましては、今委員御指摘のように、何らかの形でお伝えすることになると思っております。

○山井委員 何らかの形でお答えじゃなくて、調査結果は発表すると。それで、年内にも発表すべきだと思いますが、いかがですか。

○佐々木政府参考人 御指摘いただきましたこと、政務官に申し伝えます。

○山井委員 公表するということでもあります。(発言する者あり) 公表すると言っていないの。ちょっと、それは、もう一回答えてください。

○佐々木政府参考人 この委員会で御指摘をいただきましたこと、間違いなく政務官にお伝えをいたします。

○山井委員 公表はしない可能性があるんですか、国民の税金で調査して。これは質問通告していますよ。公表するんですね。

○佐々木政府参考人 その段取りにつきましてはP Tにおきまして検討されますので、今いただきました御指摘、間違いなく政務官に申し伝えます。

○山井委員 そういうのを隠蔽というんですよ。調査して公表するのは当たり前じゃないですか。私は、今回のこの隠蔽体質には本当に腹に据えかねております。公表するのは当然だと思います。

そこでお聞きしますが、この外国人労働者本人にも当然聴取をするということでもよろしいですね。

○佐々木政府参考人 今回の聴取票で問題のあるところに今調査に赴いておりますけれども、この聴取に応じた

方につきましてはもう既にいらっしゃらない可能性もありますので、その赴いた実習先にいらっしゃる技能実習生の方には聞き取り調査を行っております。

○山井委員 それはやはり、今の状況、違う可能性もあるし、今働いている人はきっちりと物を言えないかもしれませんから、当然、筋としては、この聴取票を書いた本人に当たるべきだと思います。そのことは強く申し上げます。

それで、PTでこの調査をやる、それで、最賃割れで賃金未払いが明らかになったとします。根本厚生労働大臣、そうしたら、法務省からは労基署なり厚生労働省に連絡が行くんです。それで、厚労省として労基署で調査をして、実際、賃金未払い、残業代未払い、あるいは最低賃金割れの未払いであれば、さかのぼってこの労働者の外国人の方に未払い分をお支払いするというところでよろしいですか。

○根本国務大臣 先ほど法務省からもお話ありましたが、今、門山政務官を議長とするプロジェクトチームが立ち上げられて、そして、失踪した技能実習生の聴取票について法務省で徹底した実態調査を今行っているところでありますと答弁がありました。

法務省が行う実態調査の結果、最低賃金を下回る支払いや割増し賃金の不払いなど労働基準関係法令違反の疑いが認められた場合には、出入国管理機関が都道府県労働局に通報をいたします。そして、このような通報を受けた場合には、労働基準監督署がその全数に対して監督指導を実施いたします。その結果、最低賃金を下回る支払いなどの最低賃金法違反や、賃金不払い残業などの労働基準法違反が認められた場合には、是正勧告を行って、是正を徹底いたします。

今後とも、法務省とよく相談して、相互通報制度の適切な運用により、しっかりと対応していきたいと思えます。

○山井委員 質問通告九で言っているように、未払いの賃金はその外国人労働者に払うんですね。是正勧告だけじゃないですよ。本人も、払ってもらっていないんだから、そこは、外国人労働者の方に支払うということでもよろしいですね、厚生労働省の責任で。

○根本国務大臣 労働基準監督署の監督指導の結果ですよ、労働基準法に違反して賃金が支払われていないことが確認された場合には、当該違反を的確に是正するため、使用者に対して、その不払い賃金の支払いをするよう是正勧告いたします。(山井委員「払わせるということでもいいですね」と呼ぶ)ただ、強いて言うと、不払い賃金に該当する場合でも、強いて言うと、労働基準法上時効となっている場合には、そこはちょっと、時効になっている場合には、そこは、指導することはできないものと考えております。

○山井委員 時効は二年ですけれども、ということは、時効になっていない部分は事業主に支払わせるということでもいいですね、外国人労働者に。

○根本国務大臣 使用者に対して、その不払い賃金の支払いをするよう是正勧告をいたします。

○山井委員 ところが、この方々は、もう本国に帰っておられる方もおられるから、被害に気づきませんよ。ということは、そのことが明らかになったときには、厚生労働省の責任で、例えば中国に帰っておられるかもしれません、その方に連絡して不払い賃金をお支払いするというところでよろしいですね。申請するにも被害がわからないわけですから、そこまでちゃんとするというところでよろしいですね。

○根本国務大臣 どういうケースを想定するかということですが、今の仮定のケースに対して私がお答えするのは差し控えたいと思います。

いずれにしても、使用者に対して、その不払い賃金の支払いをするようは是正勧告をいたします。

○山井委員 仮定じゃないですよ。帰っておられる方、当然おられるわけです。そうしたら、その方が、技能実習生が中国に帰っていようが、ベトナムに帰っていようが、使用者に対して、支払うように命ずるということでもいいですね、是正勧告するというところで。

○根本国務大臣 仮定の話に対しては、私はちょっと発言を控えたいと思いますが、一般論としてですよ、一般論として、連絡がつく場合には遡及するものと思います。

○山井委員 これは非常に重要な答弁であります。今回のPTで、最賃割れや賃金未払い、調査してそれが明らかになったら、本国に帰っておられても、連絡をとって支払う、これは非常に重要なことですよ。日本人でも支払

うんですから、外国人に支払うのは私は当然だと思います、法の平等として。

根本大臣、よろしいですね、もう一回確認します、今の答弁で。

○根本国務大臣 一般論としては、海外に送金するということになります。

○山井委員 この二千八百枚は、特にそのうちの千九百人余り、最賃割れの人、最賃割れですから賃金未払いです。ということは、例えば最賃という観点からいくと、この二千八百人のうち千九百人余りは被害届なんですよ。

これを、皆さん、見てください。最賃割ればかりですよ。六七%が最賃割れ。ということは、被害を受けているわけですから、犯罪捜査でいうと被害の端緒の証拠がここにあるんですから、法務省におかれては、全数、千九百幾つは、違法行為、犯罪、賃金未払いの可能性があると被害届なわけですから、全数調査をして、ぜひ根本大臣にも、払っていただきたいんですけども。

根本大臣、根本大臣は、この二千八百枚のうち、一枚でもごらんになったことはありますか。なぜならば、最賃を守らせる責任者は根本大臣ですから。これはごらんになったことはありますか。

○根本国務大臣 資料も配付されておりますので、見ております。

○山井委員 ちょっと待ってください。私が配付した資料以外で見たことはありますか。この最賃割れの山、千九百人を上回る山、見たことはあるんですか。

○根本国務大臣 聴取票はあくまで法務省の管轄でやっていますから、聴取票は私のところに届けられておりませんので、その意味では、聴取票はあくまでも法務省ですから、その意味では、私はそこは見ておりません。

○山井委員 私は、申しわけないけれども、それじゃだめなんですよ。法務省は最賃を守らせる最終責任じゃないんです。労基法の責任は根本大臣なんです。野党の議員が二千八百枚見る前に、一番に根本大臣が、この千九百人以上、最賃割れではないかということでこれを見てもらう必要があるんです。後ほどこれはお渡ししますから。日本じゅうで一番これを見る必要があるのは根本大臣です。

言いたくはないですが、アメリカのワシントン・ポストでも既に報じられています、きょうの配付資料。どういう報道か。ミャンマー人技能実習生、私は奴隷だった、週百時間労働で月六万円。これは恥ずかしいことです。人種差別国家と思われかねません。根本大臣、これを是正する責任は根本大臣にあるんです。

ついては、根本大臣、この質疑の後これはお渡ししますから。法務省は最賃割れかどうかを判断する権限は持っていないんです。最賃割れかどうか、労基法違反かを判断する権限は厚労省しかないんです。根本大臣、これはお渡ししますから。法務省のPTは法務省のPTでやっていただいて、これだけ最賃割れ、千九百人、被害届が出ている。通報ですよ、これは事実上の。厚労省は厚労省できっちりと、法務省に任せずに実態調査をする、労基署が。そうしていただきたいと思います。根本大臣、いかがですか。

○根本国務大臣 技能実習実施企業で約六千件、四万八千件のうち六千件に監督指導を今までも実施してまいりましたが、これも入国管理局からの通報だけが端緒になっているわけではありません。必要な情報があつたときに指導監督に入っておりました。

今回の事案については、やはり、聴取票は法務省が作成していますし、今、プロジェクトチームで徹底した実態調査を行っておりますので、そこは私は、法務省の聴取票ですから、そこは、いろんな背景も事情もあるかと思いますが、そこはまず法務省で徹底した実態調査を行ってほしいと思います。

そして、その結果、実態調査の結果、最低賃金を下回る支払いや割増し賃金の不正など労働基準関係法令の違反の疑いが認められた場合には、出入国管理機関が都道府県労働局に通報しますから、通報を受けた場合には、我々は、その全数に対して監督指導を実施して、そして法令違反が認められた場合には、是正勧告を行って、是正を徹底していきたいと思います。

今後とも、法務省とよく相談して、相互通報制度の適正な運営を含めてしっかりと対応していきたいと思えます。

○山井委員 そんな悠長なことを言っている場合じゃないですよ。アメリカでも報道されて、日本では、日本人には労基法は守らせるけれども、外国人労働者には最賃も払わずに奴隷労働をさせている、こんな恥ずかしい話はないじゃないですか。

臨時国会が終わって、通常国会があると思います。通常国会の最初の理事会で、ぜひ、そのときまでに、何人に未払いの賃金、最賃割れを払ったか、ぜひ最初の委員会で、根本大臣、報告してください。これだけの、千九百人以上の最賃割れが明らかになって、まずは法務省にやってもらう、そんな無責任な話はありません。ぜひ、来年の最初の委員会までに、何人に、最賃割れの人に、未払いの賃金、外国人労働者、技能実習生に払ったか報告をしてもらえるように、根本大臣、お願いします。

○根本国務大臣 今、法務省がしっかりとしたプロジェクトチームで徹底的に調査をしておりますので、その調査結果を踏まえて、可能な限り我々も対応していきたいと思います。とにかく、法務省で徹底的に今調査しているわけですから、それを踏まえて対応したいと思います。

○山井委員 ぜひ、年明けの最初の厚生労働委員会の理事会に、今お願いした、この技能実習生の問題によって、何人最賃が明らかになって、何件最賃を幾ら払ったか、そういうことを最初の理事会で報告してもらえるように、委員長をお願いします。

○富岡委員長 理事会に諮りたいと思います。

○山井委員 申しわけないけれども、平成二十九年度にも、出入国管理機関から労基署に通報があったのはたった四十四件なんですよ、四十四件。ということは、ほとんど、こういう現状を知りながら、法務省は厚生労働省に言っていないんです。

根本大臣、これだけのことが明らかになって、根本大臣、申しわけないけれども、わかっていないのは、最賃を守らせる責任は法務省じゃないんですよ。根本大臣、あなたなんですよ。そのことがわかっていないんじゃないですか。何で法務省にまずやってもらうという話になるんですか。労基法違反を取り締まるのはどこの役所なんですか。法務省じゃないでしょう。これだけの山のような、外国人に対して、日本人だったら当然守っていることを外国人には守らない、これが構造的に明らかになった。にもかかわらず、まだ法務省任せで、厚生労働省がそんな後ろ向きな答弁をしてどうするんですか。

ぜひとも、法務省のPTとは別に、厚生労働省が、今、技能実習生のこの問題の最賃割れ、労基法違反について、厚労省もPTをつくって調査に乗り出すべきじゃないですか。根本大臣、もしそれをしないのであれば、無法地帯ですよ。技能実習生に関しては、労基法違反を知っていても、根本大臣、日本の厚労省は見過ごす、そういう人種差別国家かという批判を受けかねません。私はそんな国に日本はしたくない。

根本大臣、ぜひ、厚生労働省としても、技能実習生の今回のこの聴取問題の最賃割れや労基法違反について調査する、PTを立ち上げる、ぜひ前向きな答弁をお願いします。

○根本国務大臣 繰り返しになりますが、聴取票では、各調査項目について明確な定義を置いていない、失踪した技能実習生から任意に聴取した情報を入国警備官がそのままに記載したものと承知しておりまして、その事実関係については、やはり、入国管理局で精査した上で、法務省が徹底的にきちんと解明した上で、そして労働基準関係法令違反の疑いがある場合には、相互通報制度に基づき通報いただくということが適切と認識しております。

とにかく、法務省でプロジェクトチームが立ち上げられて今精力的に動いておりますので、聴取票について調査を行っておりますので、この調査結果を踏まえた労働基準監督署への通報に基づいて、我々、可能な限り迅速に対応してまいりたいと思います。

○山井委員 とにかく、もらえるべき賃金がもらえずに、多くの技能実習生が違法状態を放置されて帰国している可能性があるんです。日本人と同等に、未払いの賃金をもらう権利があるんです。ぜひとも、しっかりと調査して、早急に払ってもらうということをお願い申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

これはお渡ししますので。